

令和3年度
集団指導資料

(障害福祉サービス等共通編)



令和4年3月

岡山市保健福祉局高齢福祉部事業者指導課

適切な事業運営のために

<基準条例> (他、解釈通知)

○障害福祉サービス

岡山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(条例第81号)

○障害者支援施設

岡山市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(条例第82号)

○障害児支援施設

岡山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(条例第79号)

○障害児入所施設

岡山市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(条例第80号)

<報酬告示> (他、留意事項通知)

○障害福祉サービス(施設入所支援を含む。)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準

○障害児通所支援

児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準

○障害児入所施設

児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準

令和3年度集団指導資料 (障害福祉サービス等共通編)・目次

令和4年3月

1	指導監査について	3
2	変更届、廃止・休止届について	4
3	体制等に関する届出書について	5
4	業務管理体制の整備に関する事項の届出等について	6
5	福祉・介護職員（等特定）処遇改善加算について	7
6	障害者虐待防止について	9
7	新型コロナウイルス感染症対策について	9
8	避難確保計画について	10
9	障害福祉サービス等情報公表システムへの事業所情報登録について	10
10	障害福祉サービス等事業所のICTの活用について	11
11	BCPの作成について	11
12	その他の関連情報	11
13	その他の連絡	12
14	参考資料	14

1 指導監査について

障害福祉サービス事業者等に対する指導及び監査の実施方法

1 指導

サービスの内容及び費用の請求等に関する事項について周知徹底を図るとともに、改善の必要があると認められる事項について適切な運用を求めるために障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）第9条第1項、第10条第1項、第11条第1項及び同条第2項または児童福祉法第57条の3第1項、同条第2項、第57条の3の2第1項の規定に基づき実施します。

(1) 集団指導

原則として、毎年度1回、一定の場所に対象事業者を招集し、講習会方式により指導を行います。

なお、集団指導の資料については、資料の配付は行いませんので、事前に岡山市事業者指導課ホームページよりダウンロードの上、印刷して持参していただくようお願いしています。

※今年度は集合しての集団指導は行いません。

(2) 実地指導

障害福祉サービス事業者等の事業所において、実地指導担当者が実地により関係書類等の確認及びヒアリングを行うことにより実施します。

○指導内容について

障害福祉サービス事業者等のサービスの質の確保・向上を図ることを主眼とし、人員、設備、運営及び自立支援給付等請求について指導します。（必要に応じて過誤調整を指導する場合があります。）

ア 事前に提出を求める書類等（主なもの）

- ・指定障害福祉サービス事業所等指導事前提出資料
- ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表
- ・組織体制図
- ・利用契約書、重要事項説明書の書式
- ・指定障害福祉サービス事業者自主点検表（事業運営の手引き）

イ 実地指導日に準備すべき書類等については、実地指導通知文に記載しますが、必要な都度速やかに提示できるよう準備をお願いします。

2 監査

入手した各種情報により、人員・設備及び運営基準等の指定基準違反や、不正請求等が疑われるとき、その確認及び行政上の措置が必要であると認める場合に、障害者総合支援法または児童福祉法の規定に基づき実施します。

これらの情報から指定基準違反や不正請求が認められる場合には、厳正かつ機動

的な対応を行います。

なお、原則として、無通告（当日に通知）で立ち入り検査を実施するなど、機動的かつ、より実効性のある方法で行います。

3 報酬請求指導の方法

指導担当者が、加算等体制の届出状況並びに報酬等（基本単位及び各種加算）の請求状況について、関係資料により確認を行いますが、報酬基準に適合しない取扱い等が認められた場合には、加算等の基本的な考え方や報酬基準に定められた算定要件の説明等を行い、適切なサービスの実施となるよう指導するとともに、過去の請求について自己点検の上、不適切な請求となっている部分については過誤調整として返還を指導します。

2 変更届、廃止・休止届について

(1) 指定事業者・施設は、届け出た内容に変更があった場合は、その変更に係る事項について、変更があった日から10日以内に「変更届」を提出することが必要です。

ただし、事業所（施設）の名称・所在地（設置の場所）の変更、定員の増減（定員減は、算定される単位数が増えるものに限る）、共同生活住居の増等に関しては変更予定日の属する月の前月15日までに届け出てください。

《提出する書類》

- ア 変更届
- イ 添付書類（各サービス編に添付の変更届に係る添付書類一覧表参照）

《変更届出が必要な事項（例）》

- ア 事業所の名称及び所在地
- イ 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、職名及び住所
- ウ 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）
- エ 事業所の平面図
- オ 事業所の管理者及びサービス管理責任者（サービス提供責任者・児童発達支援管理責任者）の氏名、生年月日、経歴及び住所
- カ 運営規程
- キ 当該申請に係る事業に係る介護給付費の請求に関する事項
- ク 役員の氏名、生年月日及び住所

(2) 事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前（入所施設は3月以上前）までに、届け出てください。

その際、現に指定障害福祉サービスを受けている者に対する措置に関しても届出が必要です。

ア 廃止し、又は休止しようとする年月日

イ 廃止し、又は休止しようとする理由

ウ 現にサービスを受けている者に関する次の事項

(ア)現にサービスを受けている者に対する措置

(イ)現にサービスを受けている者の氏名、連絡先、受給者番号及び引き続き当該指定障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する旨の申出書

(ウ)引き続き当該指定障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な障害福祉サービスを継続的に提供する他の障害福祉サービス事業所の名称

エ 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

《提出する書類》

ア 廃止・休止・再開届出書

イ 現にサービスを受けている者に対する措置等を記したリスト

3 体制等に関する届出書について

（「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び 基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」平成 18 年障発第 1031001 号）

(1) 届出に係る加算等の算定の開始時期

届出に係る加算等（算定される単位数が増えるものに限る。以下同じ。）については、利用者や指定相談支援事業者等に対する周知期間を確保する観点から、届出が毎月 15 日以前になされた場合には翌月から、16 日以降になされた場合には翌々月から、算定を開始します。

(2) 加算等が算定されなくなる場合の届出の取扱い

指定障害福祉サービス事業所等の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合は、速やかにその旨を届出てください。

なお、この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日（居宅介護サービス費、重度訪問介護サービス費、同行援護サービス費、行動援護サービス費における特定事業所加算については事実が発生した日の属する月の翌月の初日）から加算等の算定を行わないものとします。

また、この場合において届出を行わず、当該算定について請求を行った場合は、不正請求となり、支払われた介護給付費等は不当利得となるので返還措置を講ずることになることは当然ですが、悪質な場合には指定の取消し等をもって対処します。

《提出する書類》

- ア 変更届出書
- イ 介護給付費及び訓練等給付費の額の算定に係る体制等に関する届出書（指定障害児支援に要する費用の額の算定に係る体制等に関する届出書）
- ウ 体制等状況一覧表
- エ 加算の算定に必要な添付書類（変更届に係る添付書類確認表（障害福祉サービス）、加算等に係る添付書類確認表（障害児通所）参照）

4 業務管理体制の整備に関する事項の届出等について

障害福祉サービス等事業者の業務管理体制

(1) 平成24年4月1日から、障害者（児）施設・事業者（以下「事業者」という。）には、法令遵守等の業務管理体制の整備（法令遵守責任者の選任等、業務管理体制の届出）が義務付けられました。

これにより、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を遅滞なく関係行政機関に届け出ることとされています。

各事業者におかれましては、法令遵守責任者の選任等だけでなく、業務の執行状況を点検し、法令順守に取り組んでください。

なお、実地指導の際に業務管理体制について検査を行います。

(2) すでに届け出た事項に変更があった場合又は事業所等の新規指定・廃止等により届け出るべき事項に変更があった場合についても、届出事項の変更に係る届出書を提出することが必要です。

ア 法人の種別、名称

イ 主たる事務所の所在地、電話、FAX番号

ウ 代表者の氏名、生年月日

エ 代表者の住所、職名

オ 事業所名称等及び所在地

カ 法令遵守責任者の氏名及び生年月日

キ 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要

ク 業務執行の状況の監査の方法の概要

区 分	届 出 先
① 事業所が二以上の都道府県に所在する事業者	厚生労働省本省
② すべての事業所が一の市町村・指定都市(岡山市)の区域に所在する事業者	岡山市
③ ①及び②以外の事業者	岡山県(各県民局健康福祉部健康福祉課)

5 福祉・介護職員(等特定)処遇改善加算について

1 令和4年度福祉・介護職員(等特定)処遇改善加算の算定について

- (1) 令和4年4月または5月から(引き続き)福祉・介護職員(等特定)処遇改善加算を算定しようとする事業者は、令和4年4月15日(金)【予定】までに提出してください。令和4年3月7日現在、日程、様式等がまだ決定していませんが、国から通知があり次第お知らせします。当該加算を算定しようとする場合は期限までにご提出ください。
- (2) 福祉・介護職員処遇改善加算については、新たに算定を受けようとする月の前々月の末日が提出期限となっています。年度の途中から算定を受ける場合は、ご注意ください。
なお、相談支援、就労定着支援及び自立生活援助は、算定対象外サービスです。

2 令和3年度福祉・介護職員(等特定)処遇改善加算の実績報告について

- (1) 令和3年度に当該加算を算定している事業者は、令和4年7月末日までに、実績報告書を提出してください。
- (2) 令和2年度と令和3年度は様式が違います。令和3年度の様式を使用してください。
- (3) 実績報告で、賃金改善所要額が加算による収入額(加算総額)を下回った場合、加算の算定要件を満たしていないため、全額返還となります。(差額の返還ではない。)

また、実績報告を提出しない場合も全額返還となるので、必ず期限までに提出してください。

- (4) 仮に現時点で、賃金改善所要額が加算による収入額（加算総額）を下回っている場合は、一時金や賞与として追加支給してください。

3 福祉・介護職員処遇改善加算の届出及び実績報告にかかる留意点について

- (1) 賃金改善は、本給、手当、賞与等のうちから、対象とする賃金項目を特定した上で行いますが、賃金改善を行う項目については明確に周知してください。
また、特定した賃金項目を含め、特段の事情なく賃金水準を引き下げることはいけません。

○福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（抜粋）

賃金改善は、本給、手当、賞与等のうちから対象とする賃金項目を特定した上で行うものとする。この場合、9(2)（特別事情届出書）の届出を行う場合を除き、特定した賃金項目を含め、賃金水準を低下させてはならない。また、安定的な処遇改善が重要であることから、基本給による賃金改善が望ましい。

- (2) 非正規職員として勤務していた者を、正規職員に転換した場合、転換したことに伴う給与の増加分は賃金改善額には含まれません。同様に、職員を増員した場合の増員分の賃金も賃金改善額には含まれません。

平成21年12月21日付け「介護職員処遇改善交付金説明会資料」P36

（問62）平成21年3月まで非正規職員として勤務していた者を、同年4月以降に正規職員に転換した場合、これに伴う給与の増加分は、賃金改善額と考えてよいか。

（答）よくない。平成21年3月までの賃金算定ルールを、当該職員に適用した場合の給与（言い換えれば、当該職員が、平成21年3月以前に正規職員として勤務していたと仮定した場合の給与）と比較し、増加していれば、その増加分のみが賃金改善額と考えられる。

- (3) 加算を取得した事業者は、賃金改善の実施と併せて、キャリアパス要件や職場環境等要件を満たす必要があるが、当該取組に要する費用については、賃金改善の実施に要する費用に含まれません。

6 障害者虐待防止について

平成24年10月1日から「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（「障害者虐待防止法」）が施行されました。障害者虐待防止法では、障害者福祉施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者に対して虐待防止の責務を定めるとともに、障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に通報義務を定めています。

《虐待防止の取組（設置者・管理者向け）》

- ア 虐待防止委員会の設置等必要な体制を整備。
- イ 従業者に対し定期的な研修を実施し、自らは虐待防止のための研修を積極的に受講。特に、「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」を必ず読むこと。
- ウ 従業者が虐待を発見しやすい立場にあることを認識し、利用者の状態の変化や家族の態度等の観察や情報収集により、虐待の早期発見に努めさせる。
- エ 密室化した場所を極力作らない。
- オ 虐待を受けたと思われる者を発見した場合は、市町村の窓口に通報する。

7 新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルスの感染拡大が続いています。引き続き感染対策の徹底をお願いします。事業所の利用者または従業者の感染が判明した場合、また、休業した場合には、事業者指導課障害事業者係に報告してください。

【提出先】

電子メール：syoun-jigyoun@city.okayama.lg.jp

郵送：〒700-0913 岡山市北区大供三丁目1-18 KSB会館4階

岡山市保健福祉局高齢福祉部事業者指導課障害事業者係

岡山市保健所のホームページに研修資料等が掲載されています。参考にしてください。

◆社会福祉施設等の方向け

<https://www.city.okayama.jp/kurashi/category/1-13-14-5-0-0-0-0-0-0.html>

◆陽性と判断された方向け

<https://www.city.okayama.jp/kurashi/category/1-13-14-2-0-0-0-0-0-0.html>

◆濃厚接触者の方向け

<https://www.city.okayama.jp/kurashi/category/1-13-14-3-0-0-0-0-0-0.html>

8 避難確保計画について

以下の3つの条件をすべて満たす施設は、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられています。提出がまだの作成対象事業所は、岡山市下水道河川局下水道経営部下水道河川計画課河川防災室のホームページをご確認いただき、至急作成してください。

- ・要配慮者利用施設（通所、入所または入居）
- ・水防法による指定河川の洪水浸水想定区域に立地 または 土砂災害警戒区域に立地
- ・「岡山市地域防災計画」に掲載された施設

河川防災室のサイトは以下のとおりです。

<https://www.city.okayama.jp/kurashi/0000029491.html>

作成されましたら、事業者指導課障害事業者係宛に郵送で提出してください。

【提出先】

〒700-0913 岡山市北区大供三丁目1-18 KSB会館4階
岡山市保健福祉局高齢福祉部事業者指導課障害事業者係

9 障害福祉サービス等情報公表システムへの事業所情報登録について

平成30年から、福祉医療機構が運営するサイト（ワムネット）に事業所情報を登録するとともに、1年ごと（例年5月～7月）に情報を更新することが義務付けられています。未登録あるいは入力内容不足等の理由で公表に至っていない事業所は、早急に情報公開に向けた作業を実施してください。

障害福祉サービス等情報公表システム ログインページURL

<https://www.int.wam.go.jp/sfkohyoin/COP000100E0000.do>

【注意事項】

・新規開設の事業所については、事業者指導課において新設事業所の基本情報を設定した後、システム経由でメールにて通知します。

・ログイン用ID（運営法人ごとに付与）が不明の場合は、電子メールに法人名、事業所名、事業所番号、担当者名、連絡先を記入し、岡山市事業者指導課障害事業者係まで送信してください。後日、システム経由でメールを返信します。パスワードのみが不明な場合は、ログインページ中にパスワード初期化するためのリンクがありますので、そちらをクリックしてください。

・作業を実施する際は「障害福祉サービス等情報公表システム関係連絡板」に掲載されているマ

ニュアルやトラブルシューティング等をご確認ください。

URL : <https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/shofukuinfopub/jigyo/>

・情報登録に際しては、「あり」又は「なし」の選択を全項目登録してください。また、営業時間や苦情連絡先など、利用者側に有用となる情報は積極的に登録してください。

・電話による問い合わせについては、担当者がシステムへの入力状況を確認したのち、折り返し連絡します。「33」から始まる事業所番号（10桁）をお知らせください。

10 障害福祉サービス事業所のICTの活用について

障害福祉サービス事業所のICTを活用した業務改善ガイドライン

事業者指導課に冊子があります。ご希望の方はお持ち帰りください。ダウンロードすることもできます。

【作成者：株式会社インサイトのホームページ】

<https://insweb.jp/works/>

- ①上記リンク先の「資料ダウンロードページは>こちら」をクリック
- ②必要事項を入力の上、希望する資料の「平成31年度障害福祉サービス事業所における生産性向上に関する調査研究」をチェックし、送信
- ③「はじめに～CHAPTER2 2. 記録(PDF)」及び「CHAPTER2 3. 請求～おわりに(PDF)」が該当

11 BCPの作成について

感染症や自然災害が発生した場合であっても、障害福祉サービスが安定的・継続的に提供されることが重要であることから、障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続計画（BCP）の作成が義務付けられています。BCPの作成や見直しを支援するため、厚生労働省が研修動画を作成し、公開しました。以下のサイトからアクセスできます。

<https://www.smartstream.jp/msad/mhlw/index.html>

12 その他の関連情報

- 1 岡山労働局と介護労働安定センターからのお知らせについて、ご案内を掲載しています。
- 2 18歳から大人
令和4年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられます。親の同意がなくても契約をすることができるようになり、消費者被害が拡大する懸念があります。事業所内にもポスターを

掲示する等、教育、啓発にご協力をお願いします。
消費者庁が「18歳から大人」特設ページを公開しています。

「18歳から大人」特設ページ(消費者庁 HP)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/consumer_education/lower_the_age_of_adulthood/

13 その他の連絡

1 疑義照会（質問）について

今回の集団指導に係る内容についての疑義照会・質問等については、「質問票」により F A Xにて送信してください。

2 厚生労働省からの通知等について

今後、厚生労働省から発出される通知等については、随時、電子メールで周知していきます。

また、通知等の内容によっては、記載内容を変更する場合があります。その場合も電子メールでお知らせしますので、随時確認をお願いします。

3 事故報告の提出について

サービス提供中に利用者に事故が発生した場合は、必要な措置を迅速に講じるとともに、速やかに、利用者の家族、岡山市事業者指導課、支給決定市町村に連絡・報告を行ってください。

4 事業者指導課来課時の注意事項について

1 各種申請・ご相談の際、担当者と個別の相談・協議等が必要な場合は、指定申請時と同様、事前に担当者に連絡の上、来課日時を予約してください。

※実地指導等で担当者が不在の場合、お越しいただいても、担当者以外の職員では対応しかねる場合があります。

2 申請書類等は、受付時にその場で全てを確認できません。

いったん申請書類等を受領した後、その内容を審査し、補正等をお願いする場合には、後日、担当者から連絡いたします。

3 K S B 会館には、当課への来客用駐車場はありません。

車でお越しの場合は、必ず市役所の駐車場（市役所総合案内等で割引処理すること

より1時間無料) や近隣のコインパーキング等をご利用ください。

※当課にご用の方が、K S B会館構内や近隣の月極駐車場へ駐車した場合は、全て迷惑
駐車扱いとなりますので、ご注意ください。

(参考資料)

- 指定取消・効力の停止処分があった事業所数の推移等・・・・・・・・・・ 1 5
- 令和2年度岡山県施設従事者による虐待の状況・・・・・・・・・・ 1 9
- 新型コロナウイルス感染の報告について（依頼）・・・・・・・・・・ 2 0
- 災害対策基本法等の一部を改正する法律の概要・・・・・・・・・・ 2 1
- 水防法・土砂法の改正について【施設向け】・・・・・・・・・・ 2 2
- 改正育児・介護休業法中小企業用リーフレット・・・・・・・・・・ 2 4
- R3.10作成【岡山局版】パワハラチャシ・・・・・・・・・・ 2 6
- 社会福祉施設における腰痛予防・・・・・・・・・・ 2 8
- 介護労働安定センター岡山支部 資料・・・・・・・・・・ 4 6
- 18歳から大人 啓発チャシ・・・・・・・・・・ 4 8
- 質問票・・・・・・・・・・ 5 0
- 事業者指導課ホームページ・・・・・・・・・・ 5 1
- 利用者事故等報告書・・・・・・・・・・ 5 2
- 事業者指導来課時の注意事項について・・・・・・・・・・ 5 3